

7 敷地内の通路

▶整備基準抜粋

キ 当該利用円滑化経路を構成する敷地内の通路は、5の項の規定によるほか、次に定める構造とすること。

- (ア) 幅は、内法^{のり}を120センチメートル以上とすること。
- (イ) 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
- (ウ) 戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- (エ) 傾斜路は、次に定める構造とすること。
 - ア 幅は、段に代わるものにあっては内法^{のり}を120センチメートル以上、段に併設するものにあっては内法^{のり}を90センチメートル以上とすること。
 - イ こう配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、8分の1を超えないこと。
 - ウ 高さが75センチメートルを超えるもの(こう配が20分の1を超えるものに限る。)にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
- (オ) (1)のアに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)のキの規定によることが困難である場合における(1)及び(2)の規定の適用については、(1)のア中「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。

ア 表面は、滑りにくい仕上げとすること。

イ 段がある部分は、次に定める構造とすること。

- (ア) 手すりを設けること。
- (イ) 踏面の端部とその周辺の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとすること。
- (ウ) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。

ウ 排水溝は、つえ及び車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝びたを設けること。

エ 傾斜路は、次に定める構造とすること。

- (ア) こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、こう配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- (イ) (ア)に定めるもので側壁のない傾斜路には、両側に高さ5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。
- (ウ) その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとすること。

▶目標となる基準抜粋

- (1) 多数の者が利用する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。
- ア 段がある部分及び傾斜路を除き、幅は、内法を180センチメートル以上とすること。
イ 表面は滑りにくい仕上げとすること。
ウ 排水溝は、つえ及び車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。
エ 戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
オ 段がある部分は、次に定める構造とすること。
- (ア) 幅は、内法を140センチメートル以上とすること。ただし、手すりが設けられた場合においては、手すりの幅が10センチメートルを限度として、ないものとみなして算定することができる。
- (イ) けあげの寸法は、16センチメートル以下とすること。
(ウ) 踏面の寸法は、30センチメートル以上とすること。
(エ) け込みの寸法は、2センチメートル以下とすること。
(オ) 両側に手すりを設けること。
(カ) 踏面の端部とその周辺の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとすること。
(キ) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。
- カ 段を設ける場合においては、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又は昇降機を設けること。
キ 傾斜路は、次に定める構造とすること。
- (ア) 幅は、段に代わるものにあっては内法を150センチメートル以上、段に併設するものにあっては内法を120センチメートル以上とすること。
(イ) こう配は、15分の1を超えないこと。
(ウ) 高さが75センチメートルを超えるもの(こう配が20分の1を超えるものに限る。)にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
(エ) 高さが16センチメートルを超え、かつ、こう配が20分の1を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。
(オ) (エ)に定める部分には、両側に高さ5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
(カ) その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとすること。
- (2) 多数の者が利用する敷地内の通路(道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路を構成するものに限る。)が地形の特殊性により(1)の規定によることが困難である場合においては、(1)のア、エ、カ及びキの(ア)から(ウ)までの規定は、当該敷地内の通路が設けられた建築物の車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの敷地内の通路の部分に限り、適用する。
- (3) (1)のア、エ、カ及びキの(ア)から(ウ)までの規定は、車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分については、適用しない。
- (4) (3)に定める部分において、こう配が12分の1を超える傾斜がある部分については、次に定める構造とすること。
- ア 両側に手すりを設けること。
イ 両側に高さ5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

▶解説

ア 適用

- ・ 整備基準は、すべての敷地内の通路が満たすべき共通事項と利用円滑化経路上の敷地内の経路が満たすべき事項を定めている。
- ・ 目標となる基準は、すべての敷地内の通路が基準を満たすことを求めている。
- ・ 利用円滑化経路上の敷地内の通路については、急傾斜地等地形により基準に適合させることが困難な場合は、車寄せ以降の経路部分のみ適合させることを許容している。
- ・ バス等が走行するような構内道路を備えた敷地内に、複数の公共的施設が存在し、各公共的施設の近くまで高齢者・障害者等がバス、タクシー等で到達することが想定される場合には、当該道路に接する部分から公共的施設の出入口までの部分を整備すれば十分と考えられる。

イ 幅員

- ・ 整備基準の通路の幅員120cmは、人が横向きになれば車いす使用者とすれ違え、松葉杖利用者が円滑に通過できる寸法
- ・ 目標となる基準の通路の幅員180cmは、車いす同士が行き違いやすい寸法

ウ 敷地内の通路に設ける傾斜路

- ・ こう配1/12は国際シンボルマークの設置基準。車いす使用者が自力で登坂できるこう配は1/12以下と言われている。
- ・ 利用円滑化経路上の敷地内の通路に設けられる傾斜路については、こう配が1/20以下であれば高さにかかわらず踊場の設置を免除
- ・ 手すり、立ち上がりについては、こう配1/12以下で高さ16cm未満、又は1/20以下の傾斜部分の設置を免除

▶配慮事項

ア 配置

- 原則として歩道、車道を分離することが望ましい。
- 水こう配が必要な場合を除き、できる限り水平とすること。

イ 仕上げ

- 敷地内の通路には段を設けない。
- 濡れても滑りにくい材料とする。
- 通路や傾斜路を横断する排水溝等の蓋は、通路面との段をなくし、蓋のスリット等は杖先や車いすのキャスター等が落ちないものとする。
- 車いすでは移動が困難となる砂利敷きや石畳の採用を避けることが望ましい。やむを得ずそのような通路を設ける場合は迂回路を設ける。また、レンガあるいはタイル敷き等は路盤の沈下による不陸や目地の凸凹を生じないよう施工や管理を行う。

ウ 照明

- 誰にでも認知できる明るさを確保することが望ましい。
- 夜間における弱視者の歩行に配慮し、適切な照明計画やわかりやすい動線計画等で敷地内の通路を整備することが望ましい。
- 公共的施設の名称表示等は、夜間でもわかりやすいよう照明等に配慮する。

エ 安全の配慮

- 視覚障害者が敷地内の車路へ進入してしまうのを防ぐために、歩道と車路の間に、周囲との違いを認知しやすい色の手すりを設ける等の配慮をする。支柱が飛び出しているものや、白杖で認知できない形状は用いない。
- 歩行者の保護や車両の進入禁止等を目的として設置する柱状の車止め（高さ50～90cm程度）は、視覚障害者が衝突したり、車いす使用者等の通過の障害となるので、原則として設置しないことが望ましい。やむを得ず設置する場合は、白杖で認知しやすい大きさや、弱視者が認知しやすいものとし、夜間の衝突を防止するために照明等の配慮をする。
- やむを得ず、歩行者と車の動線が交差する場合においては、見通しを良くする等、危険を回避する配慮が望ましい。
- 敷地内の通路が道路と隣接し、又は交差する場合においては、必要に応じガードレールや点状ブロック等を敷設することが望ましい。

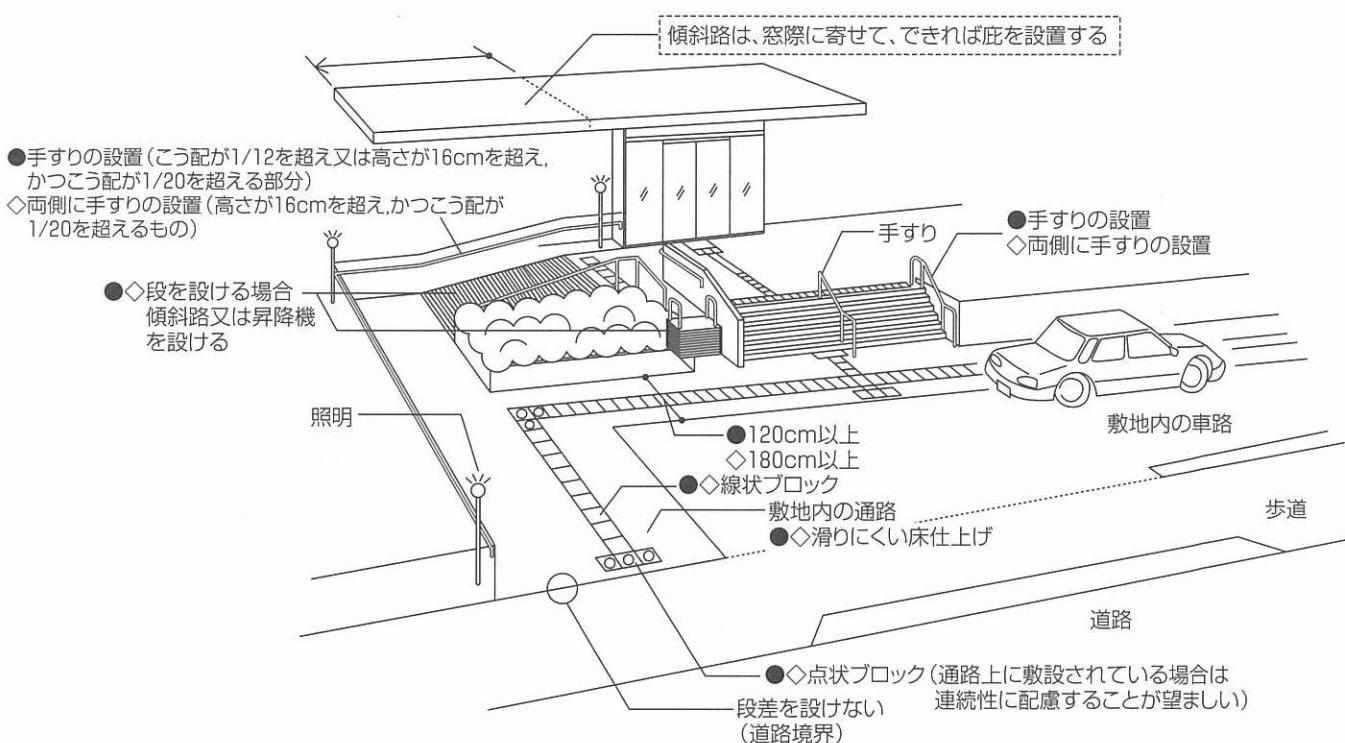
オ 敷地内の通路に設ける傾斜路

- 長く緩やかに続く傾斜路の場合、傾斜路の距離、こう配を傾斜路の上端・下端に表示することが望ましい。
- 傾斜路の曲がりの部分、折り返しの部分、他の通路との交差部分にも150cm以上の水平な踊場を設けることが望ましい。
- 義足使用者や片まひ者は階段の方が上り降りしやすい場合もあることから、手すり付き階段を併設することが望ましい。
- 屋外スロープには、屋根又は庇を設けることが望ましい。

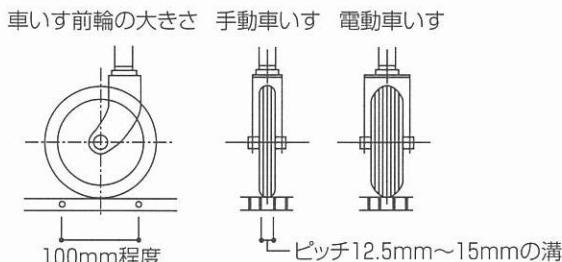
カ 敷地内の通路上の障害物

- 敷地内の通路上に不用意な物品や案内板等が置かれていると、設計で配慮した高齢者・障害者等の利用しやすさが機能しなくなる。設計段階においても、施設運用上のあり方を充分検討し、物品や案内板等による通行の支障が発生しないよう配慮することが望ましい。

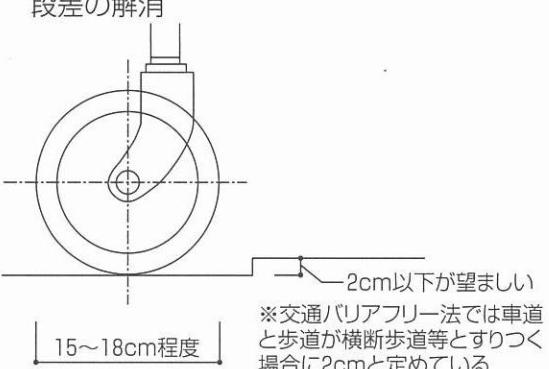
敷地内の通路の整備例



車いすの前輪が落下しない配慮



段差の解消



凡例

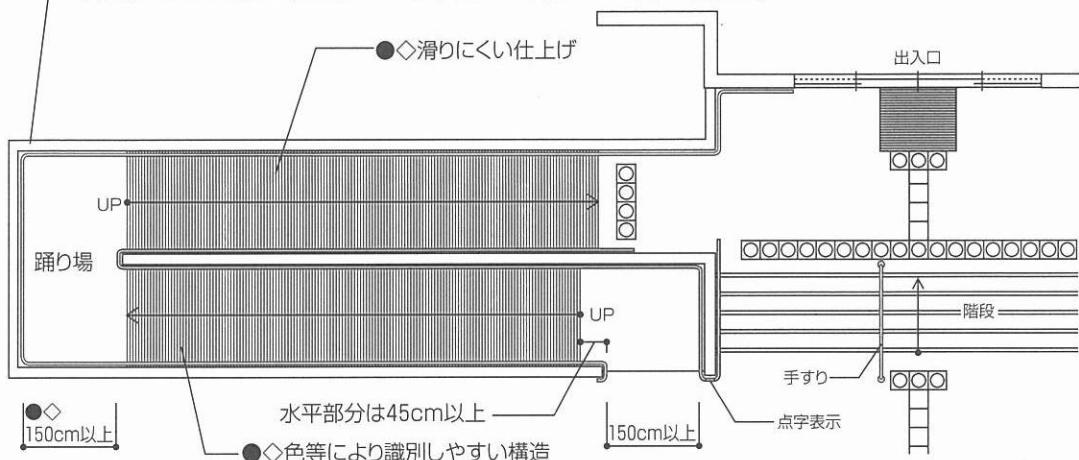
●印：整備基準に定めるもの

△印：目標となる基準に定めるもの

無印：整備基準、目標となる基準には示されていない標準寸法例、及び配慮事項

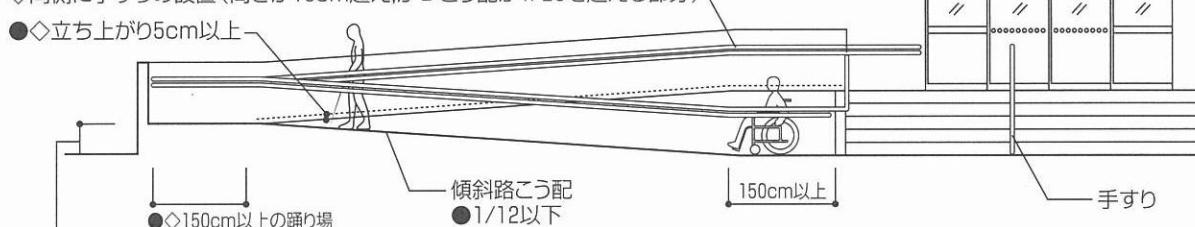
敷地内の通路の整備例

- 手すりの設置(こう配が1/12を超える又は高さが16cmを超えるかつこう配が1/20を超える部分)
- ◇両側に手すりの設置(高さが16cm超えかつこう配が1/20を超える部分)



傾斜路は、壁際に寄せて、できれば庇を設置する

- 手すりの設置(こう配が1/12を超える又は高さが16cmを超えるかつこう配が1/20を超える部分)
- ◇両側に手すりの設置(高さが16cm超えかつこう配が1/20を超える部分)



凡例

●印：整備基準に定めるもの

◇印：目標となる基準に定めるもの

無印：整備基準、目標となる基準には示されていない標準寸法例、及び配慮事項